

提出日(西暦)	2020年11月20日
---------	-------------

品質管理システム概要書(2020年 10月 31日現在)

監査事務所名 赤坂有限責任監査法人
代表者名 池田 勉

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、不正リスク(財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクをいう。以下同じ。)に関する品質管理を含む品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会はすべての監査業務において監査業務の質が優先されるという考え方を当法人の運営方針に適用し、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

当法人は、当法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めるとともに、これらの方針及び手続が監査責任者及び監査チームのメンバーにより遵守されていることを確かめています。

(2) 独立性の保持

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めるとともに、これらの方針及び手続が監査責任者及び監査チームのメンバーにより遵守されていることを確かめています。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)の長期間の関与に関して、方針及び手続を次のように定めています。

大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間(7会計期間)のローテーションを義務付ける。

大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場合、監査業務の目的や内容(公共性の程度等)及び監査責任者が同一の監査業務に従事している期間などを考慮し、独立性に対

する脅威について適切な措置を講じることとする。

3．監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定めて遵守しています。

当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況等を検討する。

監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討する。

上記、検討過程及び結果（特に問題点が識別された場合には、その問題点を解決した検討過程及び結果）を文書化する。

また、監査契約の新規の締結及び更新は、当該判断に重要な影響を及ぼす事項として、関与先に対する独立性、関与先の規模、事業内容、財政状態及び経営成績、経営者の誠実性、及び企業統治の状況（不正リスクを含む）、内部統制の状況、監査報酬の妥当性を総合的に評価し、その評価結果に基づいて決定しています。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方法及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

特に、専門要員の選任に当たっては、監査業務に必要な能力、適性、経験及び独立性を保持していること（不正リスクに適切に対応することを含む。）並びに十分な時間を確保できることを確かめています。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、日本公認会計士協会の各種委員会報告等に準拠し、あるいは参考にして、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めることにより、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等について監査業務の品質（不正リスクに適切に対応することを含む。）を確保しています。

また、当法人は、同一の関与先の監査を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達することとしています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めて、判断に困難が伴う重要な事項（不正リスクに適切に対応することを含む。）について専門的な見解を問合せることとし、当法人内外においてそのための十分な人材等を確保し、問合せから得られた見解を十分に検討・対処し、それらの内容を文書化することとしています。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務（不正リスクに適切に対応することを含む。）に係る審査を行うため、以下のとおり方針及び手続を定めています。

- a．審査の内容、実施時期及び範囲
- b．審査担当者の適格性
- c．審査に関する文書化

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査責任者は、審査が完了するまで監査報告書に署名をしないこととしています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めて、専門要員間、専門的見解の依頼者と回答者、監査責任者と審査担当者等との間の監査上の判断（不正リスクに適切に対応することを含む。）の相違がある場合にその解決を図っています。

当法人は、監査上の判断の相違が解決されない限り監査報告書を発行しないこととしており、最終的には品質管理担当責任者又は社員会において当法人としての判断を決定します。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び 監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めるとともに、監査調書の管理に関して並びに監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を定めています。

6．品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、個々の監査業務が適切に行われていること（監査業務における不正リスクへの対応状況を含む。）を確認するため、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めており、そのプロセスには、品質管理のシステムに関する「日常的監視」及び監査業務の「定期的な検証」に関するものを含めています。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、上記(1)の結果に関する情報をもとに、指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、また、状況を改善するための是正措置を的確に講じていることを確かめることとしています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処すること（不正リスクに関連する情報を受け付けた場合を含む。）を合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。

7 . 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任及び後任となる場合の双方について監査業務の引継（不正リスクに適切に対応することを含む。）が適切に行われることを合理的に確保するために、上記3 .の記載に留意するとともに、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めています。また、品質管理担当責任者は、監査人の交代による監査業務の引継に関して、上記に記載した当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめることとしています。

8 . 共同監査の方針及び手続

当法人は、他の監査事務所と共同監査を行う場合には、当該他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、当法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしています。

9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。